

事務事業評価シート

事業番号 14	事務事業名 地域生活支援拠点等の整備	所管部課 障害福祉課
------------	-----------------------	---------------

事務事業の概要	事務事業の目的【1】		根拠法令等【2】	
	今後の障害児者の重度化・高齢化や親亡き後を見据え、地域で障害児者やその家族が安心して生活ができるよう、居住支援のための機能（①相談機能、②緊急時の受入れ・対応の機能、③体験の機会・場の提供の機能、④専門的人材の確保・養成の機能、⑤地域の体制づくり）を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築することを目的とする。 【根拠法令等：障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律】		☒ 法律 ☐ 条例・規則等 ☐ 政令・省令 ☐ 要綱・要領	
	事業内容・実施方法等／補助の概要【3】			
	【事業内容】 ■緊急時の受入れ・対応 緊急時の受入れや医療機関への連絡等の対応、一時的な宿泊場所の確保 ■体験の機会・場の提供 自立生活に向けた障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場の提供、一定期間の居室の提供 ■専門的人材育成の確保・養成 年に2、3回程度、市内の障害福祉サービス事業者向けの専門的人材育成研修を実施 【実施方法】 市内の社会福祉法人に委託し居室を2室確保し、事業を行う。 <都支出金>東京都市町村総合交付金、地域生活支援拠点整備に向けた障害者（児）ショートステイ受入体制支援事業（令和5年度～）			
事業開始時期【4】		令和3年度	実施形態【5】	☐ 直営 ☒ 委託 ☐ 補助 ☐ その他（ ）

事業費データ	項目	令和3年度 (決算額)	令和4年度 (決算額)	令和5年度 (決算見込額)	令和6年度 (予算額)	単位
	事業費(A)【6】	5,459	9,261	9,261	9,261	
内訳	主要な経費：業務委託料	5,459	9,261	9,261	9,261	
	その他：					
	財源：国庫支出金・都支出金	2,729	4,630	5,222	1,583	千円
	地方債					
	その他（ ）					
内訳	一般財源	2,730	4,631	4,039	7,678	
	所要人員(B)【7】	1.10	1.10	1.10	1.10	人
	人件費(C)=平均給与×(B)	8,036	7,894	7,894	7,894	千円
	会計年度任用職員報酬等(C')【8】					千円
	総コスト(D)=(A)+(C)+(C')	13,495	17,155	17,155	17,155	千円
	単位当たりコスト【9】 (E)=(D)/（緊急保護受入延べ日数）	643	175	182	—	千円

評価指標	指標名	令和3年度 (実績値)	令和4年度 (実績値)	令和5年度 (実績値)	令和6年度	単位
【10】	①緊急保護受入延べ日数	21	98	94		日
	②自立生活体験受入日数	4	4	9		日
	《指標の説明・数値変化の理由 など》【11】					
	①緊急保護として短期入所を受け入れた延べ日数 ②自立生活体験として短期入所を受け入れた延べ日数 ※令和3年度は、7月から事業開始					

事業環境等	市民・関連団体等の意見【12】 (アンケート結果など)	令和4年度に実施した「西東京市の障害者福祉に関する調査」において、「緊急時の短期入所が不足している」、「短期入所の予約が取りづらい状況となっている」との声があった。	
	他団体のサービス水準との比較【13】 (平均値、本市の順位など)	☐ 上 ☒ 中 ☐ 下	26市中16市が地域生活支援拠点等の整備を行っている。
	代替・類似サービスの有無【14】	☐ 有 ☒ 無	短期入所、心身障害者（児）施設緊急一時保護が類似サービスだが、緊急時に事前予約なく利用できるのは本事業のみである。

【一次評価】

検証項目【15】		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	障害のある方が地域で安心して生活するために必要な事業である。
	実施主体の妥当性	適切	民間事業者が主体となることは難しく、市が主体となって実施する必要がある。
B	事業(補助)の対象	適切	緊急時の対応等が必要な障害のある方を対象としており、適切である。
	事業(補助)の内容	適切	事業の内容については、毎年振り返りを行っており、現段階では適切である。
	受益者負担	適切	利用に伴う実費は利用者が負担している。
	事業コスト	普通	各自治体が地域の実情に応じた整備をするため、事業内容が異なり比較は困難である。
	業務負担	普通	事業実施効果に相応した事業負担である。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
一次評価【16】		評価の判断理由及び現状の課題など【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		緊急時の受入れ・対応の機能、体験の機会・場の提供の機能、専門的人材の確保・養成の機能としての役割を果たしており、引き続き、事業を実施する必要がある。地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児者の生活を地域全体で支えるサービス提供体制を構築するという事業の目的を踏まえ、障害福祉分野における国・都の動向や地域の社会資源の状況等を把握しながら実施する必要がある。 また、自立生活体験については、ニーズに比して受入日数が伸びていないため利用促進の取組が必要である。	

【二次評価】

検証項目		判定	判定理由
A	事業の必要性	高い	市域の福祉の向上に寄与しており、緊急時の対応を含めて必要性は高い。
	実施主体の妥当性	適切	他団体や民間への代替が難しいことから、市が実施主体となって担う事業である。
B	事業(補助)の対象	適切	緊急時の対応等が必要な障害のある方を対象としており、適切である。
	事業(補助)の内容	適切	事業内容は適切であるが、自立生活体験の受入数を増やす工夫が必要である。
	受益者負担	適切	利用に応じて適切な受益者負担を求めている。
	事業コスト	高い	費用対効果を求める事業ではないが、コスト高である。
	業務負担	普通	業務委託による適切な業務負担となっている。
検証項目の見方 A:事業実施の意義を検証する項目 B:事業の内容・実施方法を検証する項目			
二次評価【16】		評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】	
☐ 拡充 ☒ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止		地域で障害児(者)やその家族が安心して生活するために、居住支援の様々な機能を地域の実情に応じた創意工夫により整備し、障害児(者)の生活を地域全体で支えるサービス提供体制の構築を目的としており、事前予約なしでの緊急時の受入れ・対応については、他の事業による代替もないことから、今後も継続して実施していく必要がある。 現在は、緊急時の受入れ・対応、専門的人材の確保・養成の機能に力点を置いているが、今後の障害者の高齢化や親の死後等を見据え、体験の機会・場の提供機能を周知し、家族の安心に繋げていく必要があると考える。	

【外部評価】

外部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

【行革本部評価】

行革本部評価【16】	評価の判断理由及び事業実施上の課題や今後改善すべき点等【17】
☐ 拡充 ☐ 継続実施 ☐ 改善・見直 ☐ 抜本的見直し ☐ 廃止	

改善の方向性と今後のスケジュール【18】	
----------------------	--